

目次

序章	1
----	---

第1章 平和主義より民主主義——憲法問題研究会の成立	13
----------------------------	----

1 平和問題談話会から憲法問題研究会へ	15
2 憲法問題研究会と民主主義科学者協会	34
3 自由党憲法調査会との「協力」と内閣憲法調査会への抵抗	42

第2章 非政治的な政治団体——憲法問題研究会の概況	63
---------------------------	----

1 憲法問題研究会の位置づけ	65
2 憲法問題研究会の活動	80
3 憲法問題研究会の基本態度	85

第3章 民主主義への道——憲法問題研究会における思想	101
----------------------------	-----

1 憲法問題研究会における宮沢俊義	103
-------------------	-----

2	憲法問題研究会における丸山真男	117
3	憲法問題研究会における清水幾太郎	134

第4章 知識人の力——憲法問題研究会の影響……………155

1	憲法調査会との論戦	157
2	安保闘争における憲法問題研究会	180
3	憲法問題研究会と革新知事	192

第5章 未完成の任務——憲法問題研究会の解散とその後……………207

1	解散の原因について——問題意識の断裂	209
2	全国憲法研究会と民主主義科学者協会法律部会	213
3	憲法再生フォーラムと九条の会	218

終章……………229

注	237
---	-----

あとがき	261
------	-----

序 章



憲法問題研究会が主催した講演会(1960年5月)

表 戦後の改憲案の動向

年	憲法改正案数	作成主体
1947	日本国憲法公布	
1949	2	公法研究会、東大憲法研究会
〈憲法改正の第一の波〉	計 17	
1953	1	渡辺経済研究所
1954	2	自由党憲法調査会、改進黨憲法調査会
1955	2	憲法研究会、中曾根康弘「自主憲法のための改正要綱私案」
1956	2	自民党憲法調査会、大西邦敏
1957	2	広瀬久忠、弁理事会
1958	2	自主憲法期成青年同盟、里見岸雄
1961	1	中曾根康弘(高度民主主義民定憲法草案)
1962	3	大石義雄、全日本愛国者団体会議、大日本生産党
1963	1	憲法調査共同意見書
1964	1	『憲法調査会報告書』
〈憲法改正消極の時代〉		
1972	1	自民党憲法調査会「憲法改正大綱草案」
〈憲法改正の第二の波〉	計 3	
1981	1	自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議
1982	1	自民党憲法調査会中間報告
1984	1	中川八洋
〈憲法改正の第三の波〉	計 19	
1991	1	西部邁
1992	1	小林節
1993	3	自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議、自民党憲法調査会中間報告、日本を守る国民会議
1994	1	読売新聞
1996	3	木村睦男、愛知和男、新進黨憲法調査会
1999	2	小沢一郎、鳩山由紀夫
2000	5	中曾根康弘、読売第二次改正試案、日本経済新聞、自由党、自民党橋本派
2001	3	日本会議、山崎拓、民主党憲法調査会中間報告

出所：渡辺治「主な憲法改正案の年表」、渡辺治編著『憲法「改正」の争点——資料で読む改憲論の歴史』旬報社、2002年、19頁所収。

問題提起

日本国憲法は一九四七年に施行された。改憲―護憲の政治史を見れば、一九六〇―八〇年の二〇年間は、憲法改正の動きがさほど活発ではなかった(表参照)。憲法改正案の数を見ると、一九五〇―六〇年の間は一件で、一九八〇―二〇〇〇年の間に一九件であった(一九八〇年代の改憲案数は多くなかったが、その作成者は自主憲法期成議員同盟、自民党憲法調査会など重要な政治参与者であった)。これに対して、一九六〇―八〇年の二〇年間の憲法改正案は七件しかなかった。しかも、それらはほとんどが私案であり、憲法改正を目指した内閣憲法調査会の一九六四年の最終報告書でさえ「改憲」の結論を出さなかった。

では、なぜこの二〇年間は改憲に消極的であったのか。どのようなことが憲法改正の政治過程に影響するのか。通常、原因として挙げられるのは次の要素である。

・ 冷戦

・ 高度成長

・ 「五五年体制」

国際的な背景から見れば、朝鮮戦争以来、アメリカによる日本再軍備への支持は改憲への重要な刺激であった。しかし、一九六〇―八〇年の間に、日米安保体制には目立った変化が見られず、アメリカの日本国憲法に関する態度もほとんど変わらなかった。この二〇年間における冷戦は、危機、変容、デタント、新冷戦などのいくつかの段階に分けられるが、改憲の進展は冷戦の変遷とは必ず

しも一致しておらず、基本的に不活発な状態が続いた。つまり、冷戦は改憲の政治史における最大の外部的な要因と言えるが、この間の改憲の不活発さを説明することはできない。

国内の背景から見れば、高度成長は改憲を延期させたと言われることが多いが、実は必ずしもそうではない。一九五四年から五七年に至る時期は、保守政党を始めとする改憲側が非常に活発であった。この間に、自由党憲法調査会とその後の自民党憲法調査会は憲法改正を目指し、一九五七年八月に岸信介内閣は改憲を目指す憲法調査会を設置した。しかし、岸内閣が総辞職してからの一九六〇―八〇年の間、池田内閣を始めとする歴代内閣は、所得倍増計画などの経済成長政策を焦点とし、憲法改正を強調しなかった。この政策調整は一九六〇年代の本格的な経済の高度成長を導いた。ここで注意すべきなのは、一見、高度成長は改憲の動きが不活発になった原因のように見えるが、実は改憲の動きの不活発さと高度成長は結果そのものであり、それらの原因は自民党の政策調整であった。したがって、ここで明らかになる問題点は、なぜ戦後直後から現在に至るまで改憲の方針を持つている保守勢力が、この時期に改憲を延期する政策調整を行ったのか、という点になる。

ここで考えられる原因は、自民党内の政策方針の差異と派閥政治のほかに、改憲に反対する側の影響である。特に、当時の日本社会党を始めとする革新勢力の強さである。言うまでもなく、池田内閣の政策転換は、ある程度自民党内における政治大国を強調する方針と経済成長を強調する方針の差異、そして派閥間の争いを反映し、改憲に影響を与えた。しかし、この時期に改憲を延期する方針と派閥が選ばれた原因には、恐らく改憲反対勢力の影響がある。革新勢力は最初から護憲の立場を取っていた。一九五七年岸内閣の憲法調査会が作られた際に、社会党は参加を拒否した。これ

は改憲反対に大いに役立った。その上、一九五八年の総選挙で社会党は衆議院で三分の一の議席を占めた。これは改憲防止の実質的な保障となった。これと同時に、左翼政党は積極的に護憲運動を展開した。総評と左派社会党が発起した「憲法擁護国民連合」などの団体は護憲運動の代表的な団体であった。

しかし、社会党の影響だけでは説明不足である。確かに、「五五年体制」が崩壊する前に、社会党は衰退と回復をくり返しながらも、基本的に国会では一〇〇議席を確保し、改憲反対の実力を持っていた。しかし、改憲の動きは「五五年体制」が崩壊する前にすでに始まっていたのである。一九六〇―八〇年の間には、社会党、共産党、総評、全学連のような左翼政党と左翼勢力以外に、改憲―護憲の政治過程に影響を与えたものがほかにもあったのではないだろうか。

歴史の流れを遡れば、「憲法問題研究会」を始めとする知識人護憲団体の存在とその変遷が注目されるべきだと思う。憲法問題研究会は、一九五八年六月に、岸信介内閣の憲法調査会に「抵抗」をするために、大内兵衛^{ひょうえ}、我妻栄^{わがまさかえ}、宮沢俊義などの日本の著名な学者約五〇人（必ずしも憲法学者ではない）によって作られた知識人団体である。今ではほとんど忘れられているが、一九七六年四月に解散するまで、この研究会は最も注目を集めた知識人護憲団体であった。憲法問題研究会は憲法に関する研究と社会啓蒙活動を中心とし、直接的に政治過程に関与せず、その主張もどちらの政党にも与^{くみ}しなかった。しかし、その思想と活動は影響力を持ち、その発足と存在自体が非常に重要な政治的意義を持った。当時においても、あるいはその後も知識人護憲団体は存在してきたが、憲法問題研究会ほど憲法改正の政治過程に確実な影響を与えたものはほとんどなかったと考えられる。

その原因を探究しようとするならば、時代の変遷や社会条件の違いを考えながら、憲法問題研究会とほかの知識人護憲団体の思想的な特徴を研究しなければならないと思う。

定義——平和主義と民主主義

本書では、憲法問題研究会とその対照的な団体の思想的な実質を明らかにするために、「平和主義」と「民主主義」の二つの概念を用いる。時代、地域によって、「平和主義」や「民主主義」の言葉が指している内容は違いかもしれない。しかし、政治思想としての平和主義と民主主義の概念には定義がある。用語の混乱・曖昧さを避けるため、具体的な時代、地域の理解から新しい定義を導く方法ではなく、政治思想における定義に基づいて具体的な思潮の内容と実質を分析する方法をとる。

平和主義(Pacifism)・非戦・非武装・非暴力を理念的・原則的に志向する思想。

ここで指摘したいのは、「平和」を議論・主張する人は必ずしも平和主義者とは言えないということである。その「平和」を主張する理由を考えなければならない。政治思想としての「平和主義」は、簡単に言えば、理念として「非武装平和」を主張する思想である。これに対して、憲法調査会も「日本国憲法における平和主義を擁護する」と言ったが、その主張は「武装平和論」であった。憲法問題研究会の「母体」である平和問題談話会は「平和」をテーマとして扱ったが、その強調点は「非武装」ではなく、「中立」であった。そして、憲法問題研究会も平和問題を重視したが、その強調点は民主主義を通じて軍国主義と戦争を防ぐことであった。したがって、上記の三団体の

主張は一見、「平和主義」であるが、実は三つとも「平和主義」とは言えなかった。

民主主義 (Democracy) … 個々人の意思の集合をもって物事を決める意思決定の原則・政治体制。

民主主義と「多数決」は同一視されることが多いが、「多数決」は民主主義の制度面の要素に過ぎない。近現代における政治思想としての民主主義は、反専制・基本的な人権擁護と密接な関連を持ち、主に「国民主権」の意思を強調する。広義の民主主義は立憲主義、自由主義の内容を含みながら、特に民衆の「国家への自由」を強調する。憲法問題研究会に属する学者の「民主主義」に対する認識は必ずしも一致しなかったが、その共通の認識は国民主権の強調であった。この意味で、一つの団体として、憲法問題研究会の思想的な特質は民主主義であったと言えることができる。

先行研究

憲法問題研究会についての本格的な先行研究は、高見勝利の「護憲論のパトスとロゴス」⁽¹⁾しか存在しない。この優れた憲法史研究の中で、高見は雑誌『世界』に掲載された憲法問題研究会の講演記録を研究し、研究会発足の動機と研究会の護憲論の特徴について簡単に述べた。高見によると、研究会を発足させたパトスとは「憲法調査会への抵抗」「平和問題談話会からの継承」、さらに「悔恨共同体」の精神である。そして、研究会の憲法論の特徴は、「行動原理としての憲法」「現状批判の方法」、そして「自治体・地域社会への期待」である。これは基本的に正確なまとめである。しかし、高見の研究は、彼自身が言ったように、「講演記録を通して感じた、われわれの印象」に基づく「研究会についての一試論」⁽²⁾であるので、全体的な研究ではない。事実確認の不足以

外に、彼は研究会がどのように平和問題談話会を継承するかについて詳しく追究せず、研究会を「平和主義」と評価する傾向が見える。

中国には憲法問題研究会に関する研究はなかったが、高増傑は『日本の社会思潮と国民情緒』の中で、丸山真男の憲法問題研究会での報告「憲法第九条をめぐる若干の考察」を分析し、丸山を日本の平和主義の代表者であると評価した。そして、研究会の会員であった清水幾太郎については、丸山とは対照的に、「新しいナショナリズム」の代表者であると評価した。このような判断に基づき、高は一九七〇年代末期以降の平和主義の退潮と新しいナショナリズムの台頭は日本政治の変化の一つの原因であると結論した。⁽³⁾これは恐らく中国の大多数の学者の意見を代表するものである。

一方、長谷川正安は、『憲法現代史(下)——安保と憲法』の中で、護憲運動の代表的な団体として、憲法問題研究会について簡単に言及している。彼は憲法問題研究会が単なる「学問的な会」ではなく、政府の憲法調査会に対抗する面が強かったと強調した。しかし、彼は研究会の思想を詳しく分析せず、次のように総括した。「この東西の学者を集めた憲法問題研究会に、統一的な憲法理論があったとは思えないが、日本国憲法の平和主義と自由主義の原理にもとづいて、自民党的憲法改正論に反対するという点では、会員すべてに共通の理解があったであろう」。⁽⁴⁾

しかし、憲法問題研究会(あるいはそのメンバー)は「平和主義」と見なされたが、この言い方が適当と言えるかどうかは疑問が残る。確かに憲法問題研究会は戦後日本の平和主義のシンボルとされる平和問題談話会の継承者として発足したが、その平和問題談話会自身の特徴を「平和主義」と評価できるか疑問が残る一方、研究会が継承・発展した遺産は平和主義とは断言できない。また、研

研究会の学者の中に平和主義者がいないわけではないが、丸山思想は平和主義と評価できず、研究会は一つの団体として「平和主義」とは言えない。したがって、確かに現在、平和主義の思潮もある程度衰退しているが、丸山、清水そして憲法問題研究会のことからこの判断は下せない。この意味で、高の「平和主義の退潮が日本政治の変化の原因である」という結論は修正される必要がある。一方、長谷川が言う「自由主義」は、研究会の部分的な特徴ではあるが、研究会の一層重要な特徴が見逃されていた。

そのほかに、渡辺治は『憲法「改正」の争点——資料で読む改憲論の歴史』という資料集の中で、憲法問題研究会を護憲側における知識人団体の代表として挙げ、「憲法問題研究会に結集した学者たちは、安保反対運動の先頭に立った学者たちとダブっており、これら運動を理論的にリードしつつ、運動に参加する広範な市民たち⁽⁵⁾に、憲法的価値を再確認させ、憲法を定着させていくうえで積極的な役割を果たしたのである」と評価した。

しかし、渡辺は憲法問題研究会の役割については詳しく説明しなかった。安保運動自体にはいくつかの方向性があり、研究会はどのような方向のリーダーであったのか。そして、研究会のことを社会党などの左翼勢力と同一視する傾向も強いが、研究会は「社会党的」な団体と言えるか。研究会の目標とそれを実現する方法は社会党などの左翼勢力と一致したのか。以上の問題はこれまで明らかにされていないかった。

本書の構成

したがって、本書では、先行研究が取り上げていない資料を研究し、憲法問題研究会の実態に関する基本的な事実を確認した上で、同研究会のこれまでの先行研究が提示した基本像の修正に迫りたい。本書で扱う憲法問題研究会に関する資料は主に以下の通りである。

- 一、研究会の公開発表した文章・書物（『世界』などに載せられた文章、声明、岩波新書）
- 二、研究会の未発表書類（研究会の例会報告・討議資料）
- 三、研究会のメンバーと関係者の日記、草稿、メモ、ノート、回想録など
- 四、研究会に対する報道・評論
- 五、関係者インタビュー（研究会のメンバーは全員逝去しているため、インタビューの対象は、研究会のメンバーの学生、友人、家族を始めとして、研究会の書記などの関係者や憲法学者、思想史学者であった）

研究会は非公開であったので、「例会記録のような資料が残っていない」のが通説であったが、宮沢俊義文庫（立教大学法学部）、丸山真男文庫（東京女子大学図書館）などには例会報告が残されていた。そして、末川博の日記と聴講ノートなどの資料（大阪市立大学大学史資料室）の中に、研究会の関西支部の例会日程とその内容についての記載があった。

本書は、序章と終章を除くと五つの章によって構成される。第1章では、憲法問題研究会の前史として、憲法問題研究会と平和問題談話会、民主主義科学者協会、そして岸信介内閣の憲法調査会との関係について述べ、研究会の問題意識の特徴を明らかにしていきたい。第2章では、憲法問題